最終更新日：2018年7月18日

東映株式会社
代表取締役社長　多田　憲之
問合せ先：専務取締役総務部担当　田中　誠一　TEL.03-3535-4641
証券コード：9605
https://www.toei.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、創立以来、多様なコンテンツの製作と、それらの多角的な営業により、質高く健全なエンタテインメントの提供に努めてまいりました。当社及び当社グループの企業価値の源泉は、まさしく良質のコンテンツを製作し、提供し続けることにあります。今後も、映像製作の絶え間ない継続による「全世界で人々に愛されるエンタテインメントの創造発信」を理念とした企業活動に従事し、２０２０年のその先も質高く健全なエンタテインメントを創造発信していく「総合コンテンツ企業」を目指して、関連分野等を含む積極的な事業展開を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、上記の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上という目的を実現するために、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重して、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則１－２(3)　株主総会関連の日程

当社の定時株主総会は、毎年、いわゆる集中日に開催されていますが、決算の業務日程、監査役・会計監査人の監査日程、招集通知の内容確認・印刷・封入・発送の日程、関係会社の総会開催日との兼ね合いなどから、開催日を大きく前倒しすることは難しい状況です。

なお、当社は、TDnetや当社のウェブサイトにより、株主総会の約４週間前までに、招集通知（に記載する情報）を電子的に公表します。これによって、議案内容の検討期間を十分に確保する効果などが期待できるものと考えております。また、総会に出席できない場合でも、株主からの質問や意見を受け付ける窓口は開かれており、建設的な対話の充実に努めていく所存であります。

補充原則１－２(4)　議決権の電子行使、招集通知の英訳

議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳につきましては、当社株主における機関投資家や海外投資家の比率、株主総会関連日程との兼ね合い、費用対効果などの観点から引き続き検討してまいりたいと考えております。しかし、現状では、主に費用対効果の観点から、どちらも実施を見送ることとしております。

補充原則１－２(5)実質株主による総会出席への対応

信託銀行等の名義で株式を保有する株主（実質株主）が、株主総会への出席を希望する場合には、原則として、株主総会への出席を希望する目的を確認したうえで、基準日までに１単元以上の株式の所有者として株主名簿に記録する選択肢を案内するか、又は傍聴する（議決権は行使しない）選択肢を案内する方針ですが、今後の議論の進展や一般的な動向などを踏まえながら、引き続き対応についての検討を継続してまいります。

原則３－１．情報開示の充実

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、当社ウェブサイトにおいて、東映グループ企業理念、東映グループ経営ビジョン２０２０及び東映コンプライアンス指針を、また、有価証券報告書において中長期的な会社の経営戦略を、それぞれ開示しております。

なお、当社は、事業年度における収支予算の策定とそれに基づく業績予想の開示を行うとともに、収支予算とは別に、グループ会社ごとに一定の利益目標額を設定し、その達成を中期的な経営目標として位置付けております。この経営目標は、業績予想における数値よりも達成難度を高く設定しておりますが、公約（コミットメント）として設定するものではなく、また、業績予想の開示を別途実施していることも勘案して、従来から情報開示の対象とはしておりません。これに伴い、当社は、数値目標を含む中長期の経営計画を開示しておりません。中長期の経営計画の策定・開示につきましては、今後の検討課題と認識しております。

(v) 取締役会が(iv)（取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役・監査役候補者を株主総会に推薦する際に、株主総会招集通知添付の参考書類において、個別に指名についての説明（指名理由等）を記載します。

また、取締役社長の選任については、原則として取締役会が承認した一定の手続を経て取締役会で決定しますが、当該決定を開示する資料において選任についての補足説明を行います。なお、取締役社長以外の役付取締役等の選任については、取締役候補者としての指名についての説明とほぼ同趣旨であることが想定されるため、開示は省略する方針といたします。

補充原則３－１(2)　英語での情報開示

当社は、ウェブサイトや会社案内の英語版作成のほか、証券取引所が提供しているサービスを利用した決算短信サマリーの英訳を実施しております。その他の英語による情報提供の実施につきましては、当社株主における海外投資家の比率、費用対効果などを踏まえて引き続き検討してまいります。

補充原則３－２(2)　外部会計監査人の適正な監査の確保

(iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保

当社では、外部会計監査人及び内部監査部門の責任者が出席する監査役会を年２回実施するほか、内部監査部門は外部会計監査人と連絡を密にして相互の連携に努めております。なお、外部会計監査人は独立性の高い社外監査役との意見交換の機会を有していることなどを踏まえ、

現在のところ外部会計監査人と社外取締役との定期的な会議や面談等は実施しておりません。

補充原則４－１(2) 中期経営計画
当社は、原則３－１．(ⅰ) に関する説明に記載した通り、中長期の経営計画は開示しておりませんが、事業年度ごとに経営成績の分析を行って次期以降の課題を検討し、事業報告等の開示書類において必要な説明を行ってまいります。

原則４－２．取締役会の役割・責務(2)
当社の取締役の報酬については、基本的に現金による固定報酬となっておりますが、事業年度の経営成績目標の達成度等によって、一定の加算等を行う場合があります。また、長期的・持続的な貢献への期待を考慮し、退職慰労金制度も採用しております。
中長期の業績に連動した報酬や自社株による報酬等につきましては、それらの報酬形態を否定するものではありませんが、当社における株主還元に関する方針や従業員の給与等に関する方針とのバランスなども考慮して、現時点では導入は予定しておりません。従いまして、原則４－２．の一部及び補充原則４－２(1)については実施しておりません。しかし、中長期の業績に連動した報酬や自社株による報酬等につきましても、メリット・デメリットを慎重に見極めながら、現在の報酬体系との比較・検討を続けてまいりたいと考えております。

補充原則４－２(1) 経営陣の報酬
原則４－２．に関する説明をご参照ください。

補充原則４－４(1) 監査役会の実効性の強化
当社の監査役会は、社内出身の監査役２名（うち１名は常勤監査役）と社外監査役２名で構成されており、高度な情報収集力と強固な独立性とを組み合わせた実効性の高い監査役会となっております。社外取締役との連携に関しましては、その必要性は認識しておりますが、取締役会以外における正式な意見交換会等の定期的な開催は、現時点では実施しておりません。しかしながら、コードの趣旨・精神を尊重して、今後、検討してまいります。

原則４－８．独立社外取締役の有効な活用
当社の社外役員は、社外取締役２名（うち独立役員１名）及び社外監査役２名（うち独立役員２名）で、計４名であります。当社は、現状、取締役会等における社外役員の役割は、当初の期待通り有効に機能しており、また、社外役員が少数であることに起因する問題（例えば、発言が難しい等）も発生していないと考えております。独立社外取締役をさらに１名選任することは、その意義自体を否定するものではありませんが、特段の必要性も認識していないため、現時点では追加選任は予定しておりません。独立社外取締役の追加選任につきましては、中長期的なガバナンス上の検討課題と認識しております。
なお、取締役会に占める独立社外取締役の割合につきましては、現在、様々な議論がありますので、今後の議論の進展や一般的な動向などを注視してまいりたいと考えております。

補充原則４－８(1) 独立社外者を構成員とする会合の開催
原則４－８．に関する説明で記載した通り、当社は、現状、取締役会等における社外役員の役割は有効に機能していると考えております。独立社外者のみを構成員とする会合などを設けることは、その意義自体を否定するものではありませんが、特段の必要性も認識していないため、現時点では当社が主導的な立場でこれを開催することは考えておりません。独立社外者間における情報交換・認識共有につきましては、中長期的なガバナンス上の検討課題と認識し、当面は、独立社外者と経営陣幹部との間の情報共有、意見交換等を進めてまいりたいと考えております。

補充原則４－８(2) 筆頭独立社外取締役の互選
原則４－８．に関する説明で記載した通り、当社は、現時点では独立社外取締役を複数名とする予定はありませんので、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどについても実施の予定はありません。しかし、独立社外取締役を含む社外役員との連携については、引き続き十分に配慮してまいりたいと考えております。

補充原則４－10(1) 指名・報酬に関する任意の諮問委員会の設置
原則４－８．に関する説明で記載した通り、当社は、現状、取締役会等における社外役員の役割は有効に機能していると考えており、現時点では特段の必要性を認識していないため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会などを設けることは予定しておりません。指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、社外役員等の関与や助言を活用することにつきましては、中長期的なガバナンス上の検討課題と認識しております。

原則４－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社は、近年、事業分野の多角化が進んでおります。これに伴い、各部門・各事業所からバランス良く取締役を選任しようとする場合、取締役の員数が増加する傾向が生じております。このため、執行役員制度を導入するなどの対応を行っておりますが、さらに多様性と規模にも配慮するということは難しい面があると判断しております。この点については、現状、監査役会が比較的小規模の構成となっており、かつ、多様性もある程度確保され、さらに、財務・会計に関する適切な知見を有している者が含まれておりますので、上記の問題を補う効果を持ち得ると考えております。取締役会の全体の構成に関する問題については、中長期的なガバナンス上の検討課題と認識しており、今後の議論の進展や一般的な動向などを注視してまいりたいと考えております。

補充原則４－11(1) 取締役会の構成、取締役の選任に関する方針等の開示
当社は、原則４－11．に関する説明で記載した通り、現時点では、取締役会の構成について、現状からさらに多様性と適正規模にも配慮するということは難しい面があると判断する一方、監査役会設置会社として、監査役会の機能がこの問題を補う一定の効果を持ち得ると考えております。従いまして、取締役会のみで、知識・経験・能力のバランスや、多様性及び規模に関する考え方を定めることは行っておりません。しかし、取締役会の全体の構成に関する問題については、中長期的なガバナンス上の検討課題であると認識しており、今後の議論の進展や一般的な動向などを注視してまいりたいと考えております。なお、取締役の選任に関する方針・手続につきましては、後記原則３－１．(ⅳ) に関する説明をご参照ください。

補充原則４－12(1) 取締役会の活性化を図るための取り組み
(ⅰ) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
当社の取締役会の資料一式を、会日に十分に先立って配布する場合には、現在のスケジュールを大幅に前倒しする必要があります。また、取締役会の資料には、例えば速報性を重視した収支報告の資料など、一部、事前の配布に馴染まないと考えられるものもありますので、当面は、補充原則４－12(1) (ⅲ) （年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと）を実施することなどによって対応することとし、取締役会資料一式の事前配布については、今後の検討課題といたしたいと存じます（緊急性が高くない内容の議案で、資料を事前配布することが可能な場合に、個別に配付することを含めて検討してまいります）。

補充原則５－１(1) 経営陣幹部や取締役による株主との面談
当社は、後記原則５－１．（株主との建設的な対話に関する方針）に関する説明で記載した通り、株主との個別の面談に関する業務は、原則とし

て総務部の実務担当者が担当することとしております。従いまして、経営陣幹部又は取締役が直接面談に臨むことは基本対応とは位置付けておりませんが、株主からの希望や面談の主なテーマを踏まえ、必要に応じて、テーマに関する業務を担当する取締役から回答等を得て株主に伝達したり、スケジュール調整が可能な時間帯に直接面談に参加させるなど、可能な範囲で便宜を図るよう取り組んでおります。

補充原則5－1(3) 株主構造の把握
当社は、株主構造を把握するための実質株主の判明調査等につきましては、現時点では、費用対効果等に鑑み、実施する必要性を認識しておりません。従いまして、補充原則5－1(3)については実施する予定はありませんが、今後も株主構成の変化（機関投資家や海外投資家の比率の変化）等については注視してまいりたいと考えております。

原則5－2．経営戦略や経営計画の策定・公表
当社は、原則3－1．(i) に関する説明で記載した通り、事業年度における収支予算の策定とそれに基づく業績予想の開示を行うとともに、収支予算とは別に、グループ会社ごとに一定の利益目標額を設定し、その達成を中期的な経営目標として位置付けております。この経営目標は、業績予想における数値よりも達成難度を高く設定しておりますが、公約（コミットメント）として設定するものではなく、また、業績予想の開示を別途実施していることも勘案して、従来から情報開示の対象とはしておりません。これに伴い、数値目標を含む中長期の経営計画を開示しておらず、収益力・資本効率等に関する目標の設定も行っておりません。収益力・資本効率等に関する目標の設定につきましては、今後の検討課題といたしたいと存じます。なお、資本政策の基本的な方針につきましては、後記原則1－3．に関する説明で記載した通りであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1－3．資本政策の基本的な方針
当社の資本政策の基本的な方針は次の通りです。
1．株主資本
株主資本につきましては、中長期的な企業価値向上のため、事業への投資機会を適確・迅速に捉えることができる十分な水準であること、また、様々なステークホルダーに対する責務を果たす観点から、事業活動に伴うリスクに備え、事業の継続を確保するのに十分な水準であることなどに留意しつつ、負債とのバランスも含めて、適切な水準を逸脱しないよう留意してまいります。
2．配当政策
当社は、株主に対する利益還元を重要な政策の一つと考えており、経営基盤の強化と財務体質の改善を図るとともに、経営成績等も勘案しつつ、継続的で安定した配当を実施することを目指しております。剰余金の配当については、中間及び期末の年2回を基本的な方針としております。
3．自己株式の取得
経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を実施することがあります。自己株式の取得に関する決定を行った場合には速やかに公表し、取得結果を適切に開示してまいります。
4．内部留保資金
内部留保資金につきましては、財務体質の改善と安定した配当の実施に配慮しつつ、設備投資、コンテンツ関連投資等に適切な金額を充当し、中長期的な競争力の向上に努めていく所存です。

原則1－4．いわゆる政策保有株式
純投資以外の目的で保有する上場株式（いわゆる政策保有株式）に関する当社の方針は次の通りです。
1．取得する場合
当該株式の発行会社の財政状態・経営成績に関する情報、大株主の状況、株価の推移等について分析を行ったうえ、取得する場合の投資総額、リスク、リターン、中長期的な事業上のメリット等を総合的に勘案して決定します。手続上は、経理部が一次審査を行い、妥当と判断した場合には取締役社長の決裁（一定金額以上の場合は取締役会決議）を経て取得します。
2．処分(売却)する場合
保有を継続する理由が希薄になったと判断される銘柄については、処分(売却)の是非について検討を行います。すなわち、取得を決定するに至った経緯、当該株式の発行会社との関係、当該会社の財政状態・経営成績に関する情報、株価の推移等について検討を行ったうえ、処分(売却)総額、処分(売却)した場合の影響等を総合的に勘案して決定します。手続上は、経理部が一次審査を行い、妥当と判断した場合には取締役社長の決裁（一定金額以上の場合は取締役会決議）を経て処分(売却)します。
3．政策保有株式に係る議決権行使の基準
当該株式の発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するか否かに加え、取得を決定するに至った経緯や、当該会社との関係等を踏まえ、経理部が一次的な判断を行って議決権を行使します。当該会社の状況が取得時と大きく異なるなど特別な事情（例えば、著しい業績悪化、重大な不祥事の発生、当社との関係の大幅な変化）がある場合には、必要に応じて当該会社と対話を行うとともに、事業上の影響等を総合的に勘案し、取締役社長の決裁を経たうえで会社提案議案に反対することがあります。なお、会社提案議案に反対する場合には、処分(売却)の検討を行う可能性があります。
4．保有に関する検証及び保有目的等の開示
当社は、中長期的な事業上の取引関係や円滑な事業運営に寄与する友好関係の維持・強化、配当等のリターンなど保有に伴うメリットと、財務上の影響を含む保有に伴うリスクとを比較したうえで、政策保有株式を保有することは一定の合理性を有していると判断しておりますが、主要な政策保有株式の発行会社の最近事業年度の経営成績、財政状態、配当状況、株価等を、定期的に取締役会に報告し、合理性に関する検証を継続してまいります。なお、主要な政策保有株式の保有目的については、有価証券報告書に記載しております。

原則1－7．関連当事者間の取引
当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、次の枠組みに従って実施します。
1．利益相反取引
関連当事者間の取引のうち、会社法上の利益相反取引に該当するものについては、取締役会の承認を得たうえで実施します。ただし、完全子会社との取引である場合、また金額・金利等の取引条件が一般取引と同水準であることが明らかである場合など、取締役会における承認が不要であると一般に解されている取引については、通常の取引と同様に、社内規則に定める金額基準等に従い、社内規則に定められた手続を経たうえで実施します。なお、その場合であっても、取引の態様その他の事情を考慮し、特に必要があると判断した場合には、取締役会における審議の対象とすることがあります（例えば、完全子会社との取引であっても、経営支援のため当社が一方的に債務を負担するような場合が考えられます）。また、実施された利益相反取引についての重要な事実は取締役会に報告されます。
2．利益相反取引に該当しない取引
会社法上の利益相反取引に該当しない取引については、通常の取引と同様、社内規則に定める金額基準等に従い、社内規則に定められた手続を経たうえで実施しますが、取引の態様その他の事情を考慮し、特に必要があると判断した場合には、取締役会における審議の対象とするか、当該取引に関して報告を行うことがあります。
3．会社及び株主共同の利益の保護
関連当事者間の取引のうち、その規模や態様に照らして、会社及び株主共同の利益の保護のため特に必要があると認められる場合（例えば、

主要株主とその他の株主との利益が相反する可能性のある大規模取引）には、外部専門家からの意見の聴取や、社外者を中心とした諮問機関の設置などを行うことがあります。
4．取引の監視
関連当事者間の取引のうち、グループ会社との間の取引については、取引が多量であるため、取締役会は、グループ会社との間の取引すべてを監視の対象とはせず、取締役会に付議又は報告される取引についてのみ監視を実施することとしております。なお、取締役会における監視とは別に、監査役スタッフがシステムからグループ会社との間の取引で利益相反の類型に該当する取引を抽出しており、監査役も監視を行っております。

原則3－1．情報開示の充実
(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
1．基本的な考え方
当社は、創立以来、多様なコンテンツの製作と、それらの多角的な営業により、質高く健全なエンタテインメントの提供に努めてまいりました。当社及び当社グループの企業価値の源泉は、まさしく良質のコンテンツを製作し、提供し続けることにあります。今後も、映像製作の絶え間ない継続による「全世界で人々に愛されるエンタテインメントの創造発信」を理念とした企業活動に従事し、2020年のその先も質高く健全なエンタテインメントを創造発信していく「総合コンテンツ企業」を目指して、関連分野等を含む積極的な事業展開を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。
当社は、上記の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上という目的を実現するために、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重して、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。
2．当社は、次に掲げるコーポレートガバナンスの基本原則ごとに具体的な対応を検討し、着実に実行するよう継続して努力します。
(1) 株主の権利・平等性の確保
株主の権利が実質的に確保されるよう、また、株主の実質的な平等性が確保されるよう十分に留意します。少数株主や外国人株主についての課題や懸念への適切な対応を検討し配慮に努めます。
(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーの立場に配慮しながら適切な協働を目指します。
(3) 適切な情報開示と透明性の確保
財務情報・非財務情報ともに、法令に基づく開示を適時・適切に行い、それ以外の情報提供についても主体的・積極的に取り組みます。株主との対話等により必要と判断した場合には、情報提供の内容等について適宜見直しを検討してまいります。
(4) 取締役会等の責務
取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業戦略の方向性を定め、適切なリスクテイクを促すとともに、実効性の高い監督を実施するための適切な措置を講じるよう努めてまいります。
(5) 株主との対話
株主総会以外でも、可能な限り株主との対話の機会を確保し、相互の理解を深めるよう努め、建設的な関係を構築してまいります。
3．コーポレートガバナンス・コードの各原則に関し、当社の従来からの方針や取り組みについて直ちに変更を行うのが困難である場合には、原則を実施しない理由を適切に開示するとともに、対応可能な部分から着実に実行することとし、コーポレートガバナンスに関する一般的な議論や、株主との対話等を踏まえつつ継続して対応を検討していくものといたします。
(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の各取締役の報酬額については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位・職責・成果、従業員の給与・賞与・昇給等の水準、最近事業年度の経営成績目標に対する到達度、過去の支給実績などを総合的に勘案した個別報酬案を作成することを担当部署に指示するとともに、個別報酬案の修正及び最終決定を取締役社長に一任することを取締役会において決定します。また、退職慰労金については、通常、株主総会の委任決議に基づいて、当社内規に従い、役位、在任年数等に応じて算定のうえ支給することとし、具体的金額等の最終決定を取締役社長に一任することを取締役会において決定します。
(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の取締役・監査役候補者のうち社内候補者については、原則として執行役員又は部長相当職の者の中から実績、職歴、人格、識見、能力、適性、資格など様々な要素とともに、当社の事業内容と取締役会メンバーの構成とのバランスを含めて総合的に検討し、必要に応じて他の取締役等の意見も聴取したうえで、取締役社長が候補者案を作成し、取締役会に提案して決定します。ただし、監査役については、取締役経験者又はこれに準ずる者の中から提案する場合があります。また、社外候補者については、企業経営者、外部の専門家又はそれらの経験者などの中から、当社経営陣との関係、事業上の取引関係、利益相反の可能性などを検討して候補者を絞り、当該候補者の意向を打診したうえで、取締役社長が候補者案を作成し、取締役会に提案して決定します。
また、取締役会が会長、社長、専務、常務等の経営陣幹部の選任を行う際には、実績、職歴、能力、適性など様々な要素を総合的に勘案し、必要に応じて他の取締役等の意見も聴取したうえで、取締役社長が候補者案を作成し、取締役会に提案して決定します。

補充原則4－1(1) 経営陣に対する委任の範囲の開示
当社は、社内規程において、取締役会での決議を要する事項を定めており、その具体例は次の通りであります。（会社法又は定款の定めにより取締役会の決議を要することが明らかな事項は一部省略しております。）
1．重要な組織の新設、改廃（「重要」の基準を含む）
2．上記の重要な組織の長に関する人事
3．重要な財産の取得（「重要」の基準を含む）
4．多額の借財（金額基準を含む）
5．一定金額以上の債務免除、一定金額以上の寄付（金額基準を含む）
6．重要な規程類の新設、改廃
7．毎事業年度の予算
8．利益相反取引
9．その他取締役会決議を要する重要なものと認められる事項（コーポレートガバナンス・コードの各原則への対応のため決議を要すると認められる事項を含む）
なお、取締役会において、一定の枠組み（総額や期間等）の中で具体的な業務執行を取締役社長又は担当取締役等に委任する場合がありますが、その場合には委任の範囲が定められます。
上記以外の業務執行については、取締役会決議を要しないこととなり、社内規程に従って、取締役社長の決裁を要する事項、稟議の起案を要する事項等に分類され、それぞれ必要な手続きに従って実施されます。

原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社の社外役員（社外取締役及び社外監査役）が独立性を有すると判断するためには、現在及び最近1年間において、次のいずれにも該当しないことを要するものとします。
1．当社の主要な取引先会社（直近事業年度において、当該取引先会社から当社への支払額が、当社の連結売上高の2%超の会社）、その親会社又は子会社の業務執行役員（重要な使用人を含む）

2．当社を主要な取引先とする会社（直近事業年度において、当社から当該会社への支払額が、当該会社の連結売上高の2％超の会社）、その親会社又は子会社の業務執行役員（重要な使用人を含む）
3．当社の主要な借入先（直近事業年度において、当該借入先からの借入額が、当社の連結総資産の2％超の会社）、その親会社又は子会社の業務執行役員（重要な使用人を含む）
4．当社から役員報酬以外に年間1千万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体に関しては、当社から年間5千万円を超える金銭その他の財産を得ている団体に所属するコンサルタント、会計専門家又は法律専門家）
5．次の（A）から（C）までのいずれかに掲げる者の二親等内の親族
（A）上記1から4までに掲げる者
（B）当社の子会社の業務執行役員（重要な使用人を含む）
（C）当社の子会社の業務執行者でない取締役
6．上記1から5までのほか、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことが明らかでなく、当社取締役会が独立役員として適当であると認定しない者

補充原則4－11(2)　取締役・監査役の兼任状況の開示
　当社は、毎年、事業報告の記載において取締役・監査役の重要な兼職を開示いたします。

補充原則4－11(3) 取締役会の実効性に関する評価等の開示
　当社は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価のため、取締役会の構成員（取締役・監査役）に対してアンケートを実施しておりますが、その結果、取締役会は、全体としては概ね適切に運営されており、取締役会の機能の有効性は概ね確保されているとの評価を得ております。しかし、アンケートの一部の項目については、やや不適切又は不十分との評価も一部に見られ、例えば、自由闊達で建設的な議論・意見交換が行われているかという観点では、一定の問題意識が存在していることが確認されております。これにつきましては、今後の取締役会運営における課題と認識して、さらなる機能向上や議論の活性化に向けた検討を継続してまいりたいと考えております。

補充原則4－14(2)　取締役・監査役のトレーニング方針の開示
　当社の取締役・監査役を含む役職員は、業界団体の各種会議に参加するほか、業務に関係する諸団体や外部講師によるセミナー等に参加し、また、社外の団体や交流関係を活かした情報収集・情報交換にも努めております。これらの活動によって、各自の役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得やそれらの適切な更新等に取り組んでおります。今後も、これらの取り組みを継続する一方、追加すべき研修分野を洗い出すなど改善に向けた有効な方法を検討してまいります。

原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針
　当社の株主等との建設的な対話を促進するための方針は次の通りです。
1．株主等との対話の担当者
　株主等との対話に関する業務は、原則として総務部の実務担当者が担当します。総務部を担当する取締役及び総務部長は、当該業務を統括し、総務部の実務担当者とともに具体的な対応方法を検討し、適切に対応するものとします。
2．株主等との対話に関係する部門間の連携
　株主との対話については総務部文書室が、また、機関投資家等との対話（いわゆるIR面談等）については総務部広報室が、それぞれ中心となり、対話のテーマ等を勘案のうえ、必要に応じて、経営戦略部、経理部、各事業部門等と連携しながら、建設的な対話の構築に努めるものとします。
3．個別面談以外の取り組み
　アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を年2回開催するほか、不定期に小規模な事業所見学会なども開催いたします。また、当社のウェブサイトにおいて決算情報、株主総会関連情報等を提供するとともに、問い合せ窓口も開設しておりますが、引き続き取り組みの充実に努めてまいります。
4．意見の共有等
　面談等において寄せられた意見、要望、懸念等については、必要に応じて適切な回答その他の対応を実施するほか、重要性に応じて合理的な範囲内で社内における共有、活用等を図ってまいります。
5．インサイダー情報の管理
　当社のインサイダー取引防止規程に基づき、面談等において未公表の重要事実を伝達しないよう適切に対応してまいりますが、あわせて特定の期間における決算情報関連の面談等の自粛も実施いたします。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社 テレビ朝日ホールディングス	1,670,000	11.30
株式会社 TBSテレビ	1,215,000	8.22
株式会社 バンダイナムコホールディングス	1,035,500	7.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	631,300	4.27
東京急行電鉄株式会社	600,000	4.06
株式会社 フジ・メディア・ホールディングス	572,400	3.87
日本テレビ放送網株式会社	480,000	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	381,000	2.57
STATE　STREET　CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	264,900	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	231,700	1.56

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明 更新

・上記大株主の状況は平成30年3月31日現在の状況です。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の子会社のうち、上場会社は、東映アニメーション株式会社（JASDAQスタンダード）の1社であります。当社は、同社と提携・協力関係を保ちながら事業展開を行っておりますが、それは同社における独自の経営判断を妨げるものではなく、同社において、経営の独立性が確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野本　弘文	他の会社の出身者											
早河　洋	他の会社の出身者					○		○		○		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野本　弘文	○	同氏は、東京急行電鉄株式会社の代表取締役会長であります。	同氏は、東京急行電鉄株式会社の代表取締役会長として一流企業グループの経営を経験され、その豊富な経験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることなどを期待しております。一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を遂行していただけるものと判断しております。

早河　洋		同氏は、当社の主要株主である株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長兼CEOであります。なお、当社の代表取締役グループ会長が同社の社外取締役に就任しております。また、同氏は、株式会社テレビ朝日の代表取締役会長兼CEOであります。同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。なお、当社の代表取締役グループ会長が同社の社外取締役に就任しております。	同氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長兼CEOとして一流企業グループの経営を経験され、当社の主要な事業の一つでありますテレビ事業に関係した豊富な経験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることなどを期待し、社外取締役として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人（EY新日本有限責任監査法人）とは、定期的に会合を持ち、適宜情報・意見交換を行うなど、監査機能の実効性を高めるため、相互に連携強化を図っております。また、内部監査部門（監査部）は、監査役監査と連携しつつ、業務遂行の適法性、リスク管理への対応などを含めた業務の妥当性等の監査を継続的に行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神津　信一	税理士													
黒田　純吉	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神津　信一	○	―――	同氏は、税理士をされており、税務の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることなどを期待しております。 専門知識を活かし、公平かつ独立した立場から客観的な視点での当社経営の監視が期待できることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を遂行していただけるものと判断しております。
黒田　純吉	○	―――	同氏は、弁護士をされており、法律の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることなどを期待しております。 専門知識を活かし、公平かつ独立した立場から客観的な視点での当社経営の監視が期待できることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を遂行していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、特段の必要性を認めないため特別の施策は導入しておりません（今後、検討する可能性はあります）。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成19年6月開催の定時株主総会決議により、当社の取締役に対する報酬限度額は、月額35百万円以内（うち社外取締役1百万円以内）、監査役に対する報酬限度額は、月額5百万円以内と定められております。なお、最近の事業年度における役員報酬は次のとおりであります。（下記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与114百万円（賞与38百万円を含む）は含まれておりません。また、下記金額には、最近の事業年度に係る退職慰労引当金として積み立てた金額を含んでおります。）
最近の事業年度に係る取締役の報酬額は305百万円（うち社外取締役11百万円）
最近の事業年度に係る監査役の報酬額は32百万円（うち社外監査役9百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

上記［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］欄「原則３－１．情報開示の充実　(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」をご参照ください。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

特別の体制はありませんが、必要に応じて、資料送付、日程調整等を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――――	――――	――――	――――	――――	――――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0 名

その他の事項

――――

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役設置会社であります。役員構成は、取締役が社外取締役2名を含む13名、監査役が社外監査役2名（両名とも独立役員）を含む4名で、一定の客観性、中立性が保たれていると認識しており、取締役会による業務執行の監督、監査役による監査等はその機能を十分に果たしていると考えております。当社のガバナンス体制の具体的な内容は、以下の<現状の体制の概要>及び<コーポレート・ガバナンス体制の概略図>に記載のとおりでありますが、これは、これまでの経験や改善を経て構築した有効な体制であると認識しており、当面、大幅な変更は予定しておりません。今後、この体制を実際に運営する人材の育成、確保に一層努め、より実効性のあるものにしてまいりたいと考えております。

<現状の体制の概要>

取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督します。また、テーマによっては、常務会又は常勤取締役会を開催し、適宜必要事項を協議して対処します。

リスク管理、内部統制の観点からは、取締役会において、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会及び内部統制委員会の設置を決議し、また、「内部統制システム構築の基本方針」（後掲の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください）を決定して、適宜見直しを行っております。

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。最近の事業年度（平成30年3月期）において監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は次のとおりであります。

監査業務を執行した公認会計士の氏名等
指定有限責任社員 業務執行社員：百井　俊次
指定有限責任社員 業務執行社員：鈴木　　理
（継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。なお、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。）

会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士7名、その他19名

監査役監査は、監査役会において毎年策定される監査計画に基づき実施され、EY新日本有限責任監査法人からの報告聴取等が年数回行われるほか、適宜、代表取締役社長に対して監査結果についての報告がなされます。また、内部監査部門（監査部）が、監査役監査と連携しつつ、業務遂行の適法性、リスク管理への対応などを含めた業務の妥当性等の監査を継続的に行っております。なお、監査役の補助者等に関しては、後掲の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」をご参照ください。

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による監督機能に加え、社外監査役2名を含めた監査役会による取締役の業務執行に対する十分な監督機能を有していると考え、現行の体制を採用しております。また、経営監視機能の強化と経営の客観性維持のため、企業経営において豊富な経験、知識を有した社外取締役2名を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月28日開催の第95期定時株主総会に係る招集通知を法定期日より早めの6月8日に発送いたしました。
その他	株主総会において、ビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算・第2四半期決算の発表後に開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、東映コンプライアンス指針、株主向け情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部広報室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	「東映コンプライアンス指針」の前文において、「会社が顧客、株主、社員、取引先企業その他全ての関係者の理解と協力のもとに成立していることを確認」する旨を記載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり、取締役会において決定しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴「東映コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」の周知及び遵守の徹底をはかる。
⑵「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を中心に、具体的な課題を洗い出し、課題ごとにコンプライアンスの推進をはかる。
⑶「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「東映グループホットライン」の適切な運用をはかる。

2．財務報告の信頼性を確保するための体制
「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき信頼性ある財務報告体制の整備、運用に取組むが、その基本方針は次の通りとする。
⑴ 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを周知徹底し、適切に整備し、運用する。
⑵ 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクの評価と対応、及びリスクを低減するための体制を適切に整備し、運用する。
⑶ 真実かつ公正な財務報告に関する情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し、運用する。
⑷ 財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用する。
⑸ 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応をする。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
稟議書、取締役会議事録その他の職務の執行に係る情報について、各々の管理基準に基づき、適切な保存・管理を行う。

4．損失の危機の管理に関する規程その他の体制
⑴「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」及び「内部統制委員会規程」に基づき、適切なリスク管理体制を構築する。
⑵ 監査部は、「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、各部署に対してリスク管理体制の改善に関する助言・提案を行う。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴「組織規程」及び「決裁権限規程」により、各部署の業務分掌及び各部長等の職務権限を明確にし、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
⑵ 急な検討を要する重要事項等が生じた場合は、取締役社長及び担当取締役等で構成する常務会または常勤取締役等で構成する常勤取締役会を開催し、適宜必要事項を協議して対処する。

6．当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴「内部統制委員会規程」及び「関係会社管理取扱規程」に基づき、経営戦略部グループ戦略室を中心に、各グループ会社と連携して、グループ全体の業務の適正の確保をはかる。
⑵「東映コンプライアンス指針（コンプライアンス・リスクマネジメント規程）」を周知するとともに、各グループ会社においても、それぞれの事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じたコンプライアンス指針等を制定し、その周知及び遵守の徹底をはかる。
⑶ 各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督を行う。
⑷ 東映グループ社長会議を定期的に開催し、各グループ会社との連絡を密にするとともに意思疎通をはかり、グループ全体の業務の適正の確保に資する。
⑸ 法令等違反行為及びリスクの早期発見並びにそれらへの早期対応のため、当社に「東映グループホットライン」を設置し、その業務を当社の経営組織から独立した外部の業者に委託するとともに、各グループ会社に関する通報も受け付ける窓口と位置づけて適切な運用をはかる。
⑹ 各グループ会社は、「関係会社管理取扱規程」に基づき適切な内部統制環境を整備するとともに、各グループ会社の事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じたリスク管理体制を構築する。
⑺ 各グループ会社は、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に基づき、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
⑻ 当社監査部は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社においても内部監査を実施し、当社グループの業務の適正の確保のために助言・提案を行う。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
⑴ 監査役補助者
監査役の要請に応じ、必要な員数等について監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を設置し、当該使用人が監査役から指示を受けた業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。
⑵ 監査役補助者の独立性
監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動等の人事及び懲戒その他の不利益な取り扱いに関しては、監査役と事前に協議して同意を得る。

8．監査役への報告に関する体制
⑴ 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又は著しい損害が現に発生したときは、直ちに監査役会に報告する。
⑵ 取締役及び使用人は、監査役会の要請があった場合は、監査役会に出席し、要請に応じて報告又は資料の提出を行う。
⑶ 監査部は、内部監査の結果について監査対象である部署又はグループ会社に通知した内容を常勤監査役に報告する。
⑷ 監査部は、「東映グループホットライン」の運用状況について、定期的に常勤監査役に報告する。
⑸「東映グループホットライン」への通報を行った者及び上記⑴乃至⑷の報告を行った者が、当該通報又は報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役から、監査を適切に行う環境に問題があると指摘された場合には、担当取締役又は取締役会は、監査役と協議のうえ、必要な是正措置を講ずる。
⑵ 監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の処理又は前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「東映コンプライアンス指針」において、「反社会的勢力との不適切な関係を排し、関係法規の趣旨に反する行為は行わない」旨を定めるとともに、「指針に反する行為があった場合は、社内規則に従って厳重に責任を追及する」旨も定めております。平素からも、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）等に参加するなどして情報の収集やコンプライアンス意識の再確認等を行い、反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための備えに努めております。更には、暴排条例について社内のグループウェアに掲示し、役職員への周知徹底をはかっております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成22年、平成25年及び平成28年に一部変更した上で継続することを決議いたしました（以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。）。いずれもその年の定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいております。

本対応策の詳細につきましては、平成28年5月26日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（当社ホームページで閲覧可能となっております。）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

現時点では、特記事項はありません。

＜コーポレート・ガバナンス体制の概略図＞

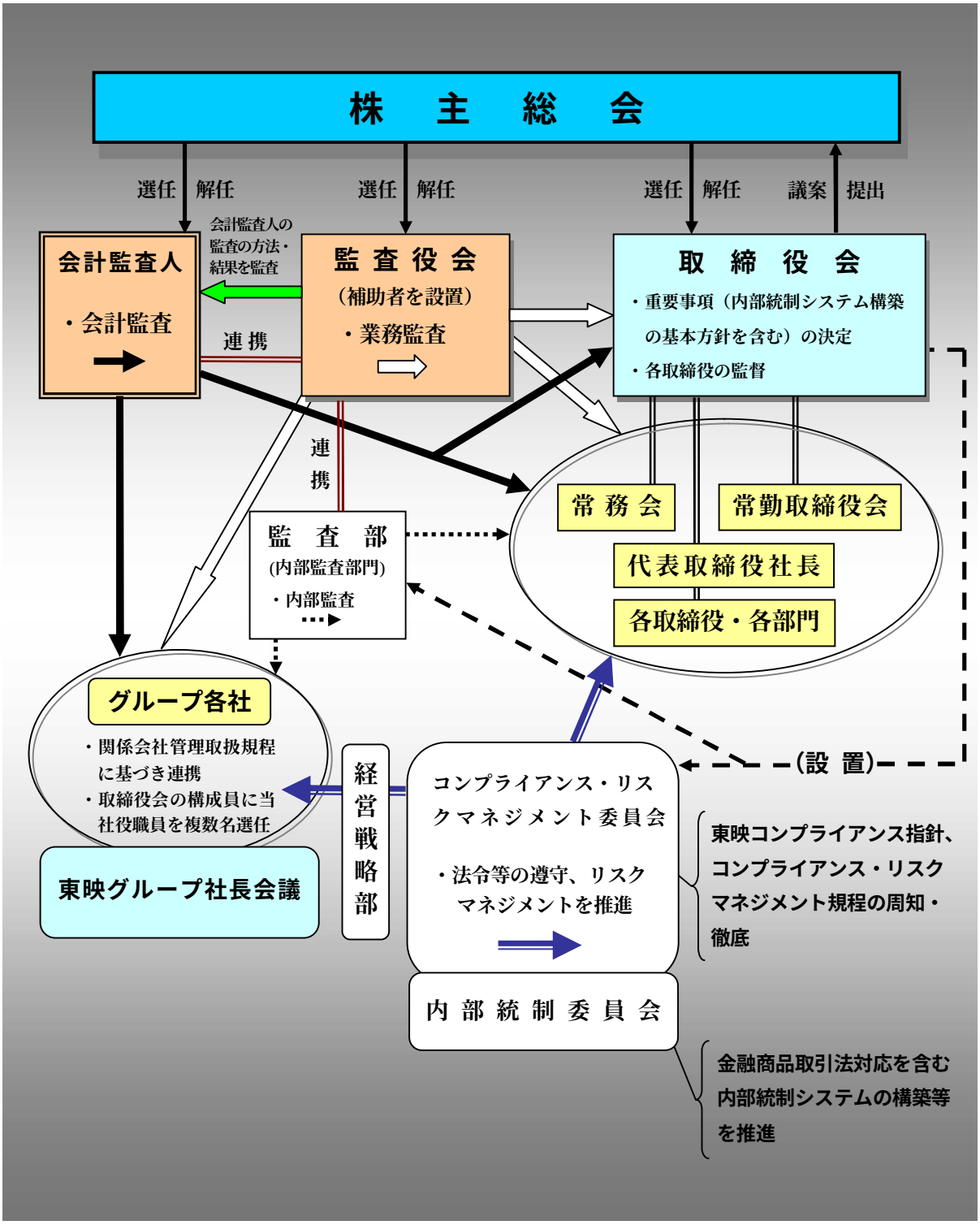

〈適時開示体制の概要〉

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

記

１．当社が行う当社及び当社グループに関する重要な会社情報の開示（以下、単に「情報開示」といいます。）は、原則として証券取引所の定める規則及び証券取引所発刊の「会社情報適時開示ガイドブック」に基づいて行います。なお、これらの規則等の解釈について、証券取引所に対する事前相談を行う場合もあります。

２．情報開示の手続は、総務部が担当して行います。また、総務部に対する包括的な責任権限を有する取締役は、情報取扱責任者に就任し、総務部の情報開示を監督します。

３．決算関連の情報は、経理部が主体となって取りまとめを行い、情報開示を行う必要が生じた場合に総務部へ情報を伝達します。

４．決算関連以外の情報は、当該情報を管轄する部署又は子会社から、情報開示を行う必要が生じた場合に総務部へ情報を伝達します。

５．総務部では、取締役会その他の重要な会議の付議事項及び稟議その他の重要文書の記載事項等の情報を把握するとともに、必要に応じて当該情報を管轄する部署又は子会社に対して事実確認等を行い、上記３、４の情報伝達に遺漏が生じないよう充分な注意を払います。以上の社内体制の概要を図で示すと下の体制図のようになります。

６．さらに、事故、災害、不祥事を含む重大な事象が発生した場合の初期段階における情報伝達に遅れが生じないよう、別途、「緊急時における連絡体制」を定めております。

７．以上の社内体制を実効あるものとするため、適時・適切な情報開示の重要性等について、役員、従業員等に対して周知徹底をはかります。なお、役員、従業員等に対する周知徹底の一環として、「会社情報適時開示ガイドブック」及び「緊急時における連絡体制」については、原則として改訂の都度、イントラネットに掲載します。

〔 体制図 〕

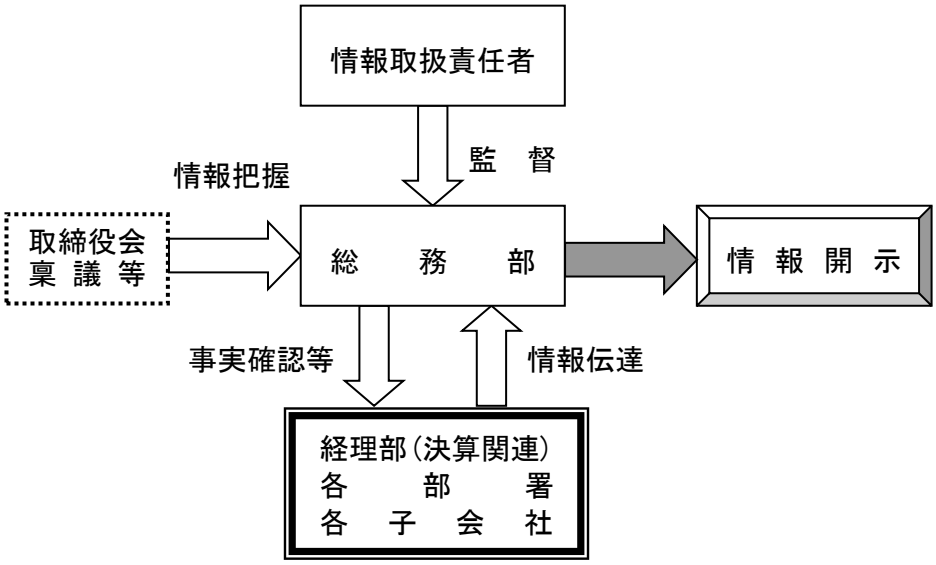
情報取扱責任者
監　督
情報把握
取締役会
稟 議 等
総　務　部
情 報 開 示
事実確認等
情報伝達
経理部(決算関連)
各　部　署
各　子　会　社

以　上